

放課後児童クラブひとり親家庭等利用支援(軽減)制度のご案内

袋井市の放課後児童クラブを利用する児童のうち、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、令和2年度から支払い金額の軽減支援をしています。(※年度ごとに申請が必要です。)

1 対象者

※いずれも放課後児童クラブ保護者負担金の滞納がない場合に申請できます。

- ①児童扶養手当を受給している保護者
- ②生活保護を受給している保護者

2 軽減額と軽減後の保護者負担金

		利用方法	軽減前	軽減額	軽減後の負担金
①	児童扶養手当受給保護者	常時利用	月額 8,200 円 (8月のみ 13,800 円)	月額 3,600 円 (8月のみ 6,200 円)	月額 4,600 円 (8月のみ 7,600 円)
		長期のみ利用	春季・冬季各 8,200 円 夏季 17,300 円	春季・冬季各 3,600 円 夏季 6,400 円	春季・冬季 各 4,600 円 夏季 10,900 円
②	生活保護受給保護者	常時利用	月額 8,200 円 (8月のみ 13,800 円)	月額 6,600 円 (8月のみ 12,200 円)	月額 1,600 円
		長期のみ利用	春季・冬季各 8,200 円 夏季 17,300 円	春季・冬季各 6,600 円 夏季 14,900 円	春季・冬季 各 1,600 円 夏季 2,400 円

※土曜日利用における軽減制度はありません。

※常時利用でクラブ利用開始日が 15 日以降の場合は、利用開始月は軽減できません。

3 申請方法

申請書と必要書類を教育保育課教育保育係（袋井市新屋 1-2-1 袋井市教育会館 1 階）にご提出ください。申請は、保護者本人による申請が必要です。

電子申請も可能です。必要書類、身分証明書をお手元にご用意の上、市ホームページから電子申請をお願いします。(※提出期限の午後 11 時 59 分までに申請を完了させてください。)

(1) 申請書

放課後児童クラブ保護者負担金軽減申請書【様式第4号】

※申請書は、教育保育課窓口にございます。

市ホームページからダウンロードもできます。

市ホームページ



(2) 必要書類

(軽減制度を受けられる対象者であることがわかる次の書類)

- ①児童扶養手当受給保護者 ➔ 児童扶養手当証書の原本
- ②生活保護受給保護者 ➔ 生活保護受給証明書の原本

(3) 提出期限

軽減を受けたい月の前月 20 日まで (※窓口提出：20 日が閉庁日の場合は、当該日前の開庁日まで)

必ずお読みください

4 軽減後の保護者負担金の集金

- (1) 市から「放課後児童クラブ保護者負担金軽減承認(不承認)決定通知書」を申請者あてに送付します。大切に保管してください。
- (2) 各放課後児童クラブで、月初(長期利用の場合は期間の初め)に保護者負担金を現金等にて集金します。各放課後児童クラブが定める期日までに、軽減の決定を受けた本人がクラブ支援員に直接手渡してください。
- (3) 「児童扶養手当証書」の有効期限が毎年10月末なので、毎年11月の集金の時に、新しい児童扶養手当証書の確認をします。

5 軽減制度の取扱い

- (1) 放課後児童クラブ保護者負担金軽減を受けたい場合、年度ごとに申請書【様式第4号】の提出(または電子申請)が必要です。
- (2) 本軽減制度の対象でなくなった場合、放課後児童クラブ保護者負担金軽減事由消滅届【様式第6号】を速やかに提出してください。
- (3) 本軽減制度の対象でなくなった翌月以後も引き続き軽減を受けていた場合は、正当な保護者負担金を追加で集金します。